民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成26年4～6月	7～9月	10～12月	平成27年1～3月	平成26年12月	平成27年1月	2月	3月
Ⅰ製造業計	−8.7	10.7	2.4	2.3	10.4	−3.2	−0.6	0.3
1食品製造業	−26.0	5.8	5.8	71.5	−2.7	9.0	161.7	−55.1
2パルプ・紙・紙加工品	8.4	83.9	−50.8	120.4	95.9	−63.1	123.7	363.9
3化学工業	−4.2	37.8	−24.0	−5.2	12.1	−15.0	15.3	23.9
4石油製品・石炭製品	−17.4	111.4	−36.1	185.9	41.3	428.3	−89.1	32.0
5鉄鋼業	1.9	−0.3	−2.3	8.0	5.1	17.4	10.6	−16.8
6非鉄金属	−16.7	−4.0	−20.8	3.7	35.0	−26.4	29.7	11.7
7金属製品	6.5	10.3	14.5	−11.5	−2.0	−4.6	−2.5	−6.7
8一般機械	−1.2	8.8	3.2	0.5	4.2	−1.1	−2.6	5.0
9電気機械	−13.7	9.1	−0.7	−8.5	−12.8	−0.2	1.5	−11.0
10情報通信機械	−6.6	7.0	7.3	16.4	7.8	7.3	12.9	7.6
11自動車・同付属品	−1.4	−1.3	2.3	−6.5	14.5	−16.6	6.0	−1.3
12造船業	5.3	−15.5	23.8	−0.0	−13.6	−0.9	−9.6	28.2
13その他輸送用機械	−17.9	16.8	−0.0	−0.0	24.0	−16.9	10.4	8.0
14精密機械	0.8	1.6	13.6	−1.3	−1.2	−1.9	5.8	−7.6
15「その他製造業」	−19.6	7.5	35.7	−17.0	104.4	−48.8	9.9	−2.0
Ⅱ非製造業計	−6.9	−0.1	−2.2	22.4	14.2	13.3	−7.9	24.7
16農林漁業	−29.9	−3.7	3.9	24.5	−5.0	97.9	−47.8	4.4
17鉱業・採石業・砂利採取業	0.5	92.4	−50.5	4.8	9.3	−2.1	10.3	16.8
18建設業	10.8	1.1	−8.5	9.1	0.8	7.0	5.2	2.5
19電力業	−20.4	3.8	−14.9	68.9	29.8	17.6	33.1	12.4
20運輸業・郵便業	−10.3	−6.3	27.5	−12.3	23.1	−2.1	−26.0	10.6
21通信業	−12.2	5.2	−19.5	21.6	1.2	8.0	19.1	0.6
22卸売業・小売業	12.0	−6.3	0.6	85.0	10.2	234.7	−75.4	30.3
23金融業・保険業	16.4	−24.5	12.7	−4.1	44.2	−20.4	0.9	−1.7
24不動産業	67.3	−9.0	−38.6	78.7	76.1	8.1	105.6	−39.1
25情報サービス業	−5.6	−1.4	12.9	6.2	−3.0	6.3	−1.3	0.8
26リース業	5.1	26.5	−30.7	17.9	−11.3	19.3	−1.9	15.8
27「その他非製造業」	−10.2	−2.7	2.2	10.3	11.3	−5.6	4.9	12.1

（備考）1．季節調整系列の対前期（月）増減率。
2．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。
3．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
4．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公　告

諸　事　項

工　場　財　団

千葉県千葉市中央区今井一丁目23番10号**ＩＭ＆ＡＩ合同会社**の千葉県大網白里市富田字東向野2085番地５、2085番地６、2085番地７ＩＭ＆ＡＩ合同会社大網白里工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年5月26日　　千葉地方法務局東金出張所

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者の承継人から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年5月26日　　関東経済産業局長　安藤　久佳

名　　称	株式会社いばぎんカード
本店の所在地	茨城県水戸市南町一丁目３番３号茨城銀行南町新館５Ｆ
登録番号	関東（包）第31号
営業廃止年月日	平成27年４月１日

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者の承継人から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年5月26日　　関東経済産業局長　安藤　久佳

名　　称	ワイモバイル株式会社
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目９番２号
登録番号	関東（個）第79号
営業廃止年月日	平成27年４月１日

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第３００６７号
東京都日野市万願寺４丁目14番地の５サントリナ201
申立人　大久保亜希子
東京都小平市小川町２丁目1215番地１―303
申立人　清水　夕子
本籍岡山市北区鹿田町１丁目４番、最後の住所千葉市中央区千葉寺町1212番地３サンシャインＡ101号、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日平成25年12月14日、出生の場所岡山県倉敷市、出生年月日昭和51年６月３日、職業医師
被相続人　亡　山口　癒以
事務所千葉市中央区中央３丁目８番７号中央スカイビル８階　藤代法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤代　浩則
千葉家庭裁判所

平成２７年（家）第３００８６号
千葉市中央区千葉港１番２号
申立人　株式会社千葉銀行
本籍千葉県八千代市大和田新田1092番地33、最後の住所千葉県八千代市高津1504番地６、死亡の場所千葉県千葉市中央区、死亡年月日平成26年12月12日、出生の場所千葉県船橋市、出生年月日昭和33年10月26日、職業会社役員
被相続人　亡　春田真佐夫
事務所千葉市中央区中央３丁目10番６号　北野京葉ビル７階　丸山総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　丸山　　哲
千葉家庭裁判所